

投資信託の信頼向上に向けた 運用会社の取組み

半期 2018年 3月報告

一般社団法人 投資信託協会

本会は、2017年1月の「資産運用業強化委員会」の決定を受け、同年1月31日より、投資信託委託会社が「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」に関して公表したWebサイトのアドレス及びタイトルを収集し、その一覧を同年2月16日より、本会のWebサイトに掲載しております。（掲載は随時更新しております。）

投資信託の運用会社各社は、投資信託が個人の長期的資産形成の中核的な手段として選択されるために、従来から、投資信託の信頼を高めるための様々な取組みを行っております。

本調査は、各社のこうした取組みの中で、自社Webサイトに公表し、2017年7月13日から2018年2月28日までの間に本会に連絡があったものを、取りまとめたものです。

各社取組みの集計結果概要

○URL集計期間 2017年7月13日～2018年2月28日

(今回の取り纏めは集計開始後2回目・今後も随時受付)

○URL公開社 81社 (前回の取り纏めから6社増加)

○URL総数 435件 (前回の取り纏め以降の届出72件・削除等9件)

※ 本取り纏めは上記期間中に届出があった内容について記載

各社取組みを4項目に分類

※1つのURLが複数項目に重複することもあり

1.投資信託運営におけるガバナンスの向上等に向けた取組み

顧客の利益のために、投資信託が効率的に組織運用されることを目指した取組み

37社68件(今回12件)

2.顧客(投資家)本位の業務運営に関する取組み

顧客の資産形成・資産運用に資する、良質な商品を開発し、提供するために行っている運用会社の取組み

55社85件(今回22件)

3.責任投資に向けた取組み、スチュワードシップ・コード、議決権行使

投資先企業が長期的に業績を伸ばし、企業価値を向上し、結果としての受益者のリターン最大化を目指すための、運用会社の取組み

61社172件(今回31件)

4.その他 (運用力強化に向けた取組み、 投資者教育・投資ツール等)

運用会社の運用力強化のための体制づくりへの取組みや、顧客の金融リテラシー向上を目指した投資者教育ツール等の開発等の取組み

50社170件(今回14件)

1.投資信託運営におけるガバナンスの向上等に向けた取組み

独立(社外)取締役(監査役)の就任の公表

独立(社外)取締役(監査役)を設置し、第三者の目を取り入れることにより、顧客第一の視点からのガバナンス体制の強化を図る。



16社23件(今回1社2件)

利益相反取引管理方針の公表

利益相反の発生により顧客の利益を不当に害することのないよう、利益相反のおそれのある取引等を管理し、業務を適切に遂行することを定めた方針を公表する。



31社32件(今回5社5件)

独立(社外)取締役(監査役)を登用しているが、「就任の公表」という形で公表していない社もある。

アドバイザー・ボード(第三者委員会)

委員の過半数が社外独立の委員で構成される委員会で、投資信託の設定・運用・管理、および運用会社の独立性の確保、利益相反の管理が適切に行われているか等について検証する。



12社17件(今回4社5件)

詳細は5頁

1.投資信託運営におけるガバナンスの向上等に向けた取り組み

○ アドバイザリー・ボード(第三者委員会)

□ 委員の構成

学識経験者・弁護士・社外取締役(監査役)・運用会社役員等
3名～4名で構成

□ 活動内容・意見交換のテーマ

公募投資信託のモニタリング(開発プロセス・パフォーマンスのレビュー等)
公募投資信託の開発から償還までのプロセスについて
利益相反管理体制の確認・強化

等

2.顧客(投資家)本位の業務運営に関する取組み

フィデューシャリー・デューティー(FD)宣言、
FD取組み方針、顧客本位の業務運営に係る方針等

「フィデューシャリー・デューティー」とは、他社の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称であり、運用会社はその役割・責任を全うすることを顧客に対して宣言、もしくは方針を公表する。

60社67件(今回12社12件)



FD取組み状況及び
顧客本位の業務運営に係る取組み状況

顧客本位の業務運営を実現させるための取組み内容及び状況を定期的に報告し、モニタリングすることにより、FD宣言の内容を定期的に見直し、顧客からより信頼してもらえるよう努める。



22社29件(今回8社11件)

詳細は7頁

2.顧客(投資家)本位の業務運営に関する取組み

○ フィデューシャリー・デューティーに係る取組み例

- 運用報酬に関する考え方の明確化
- 商品開発に関する考え方の明確化
- 長期積立投資に関する情報提供
- 目論見書・販売用資料の見直し
- 第三者委員会の設置
- 財務諸表に対する外部監査人による監査(金商法準拠)に加え、
計算書類に対する会計監査報告(会社法準拠)も実施

等

3.責任投資に向けた取組み、スチュワードシップ・コード、議決権

署名

- ・国連責任投資原則
 (「Principles for Responsible Investment」(PRI))
- ・21世紀金融行動原則

資産運用を行うにあたり ESG の側面に配慮する方針を明確にし、かつ、顧客の中長期的な利益の拡大を図ることに賛同したことを示す。



19社21件(今回1社1件)

詳細は10頁

ESGに係る取組み

受託者責任に反しない範囲で、環境・社会・ガバナンス(ESG)等の様々な課題に対し、金融機関が業態を越えて協働した、本業を活かした取組み。



29社41件(今回5社8件)

議決権行使

運用会社は受託者責任を果たすため、独立した立場から、顧客および受益者の利益のみを目的として、議決権を行使する。



54社75件(今回8社10件)

スチュワードシップ・コード

運用会社の実りある対話を通じた投資先企業の市場からの評価向上及び企業価値向上の先にある日本の経済・社会の発展への貢献。

55社73件(今回12社15件)

詳細は9頁



3.責任投資に向けた取組み - スチュワードシップ・コード、議決権

○各社公開例

スチュワードシップ・コード

- スチュワードシップ・コードの受け入れ表明
- スチュワードシップ活動の状況報告
- スチュワードシップ活動を通じたESG活動の報告
- 第三者委員会での検討

等

議決権行使

- 議決権行使状況の(個別)開示
- 議決権行使に対する基本方針公表
- 第三者委員会でのガイドラインの改廃・行使判断の検討

等

3.責任投資に向けた取組み – ESGに係る取組み



各社公開例

- PRIへの署名 (海外グループ会社等での署名含む)
43社 (公募投資信託の残高の89%)
- corporate responsibilityに係る取組みに関するレポートの公表
- ESGを包括的に評価するCSVの独自スコアリングを策定し銘柄選択に活用
- ESG判断基準に基づき、投資不適格指定を行う。該当する企業は投資先から除外する
- その他ボランティア活動や寄付など

4.その他

(運用力強化に向けた取組み、投資者教育・投資ツール等)

運用力強化に向けた取組み

運用会社の運用力強化に向けた取組みにより、顧客により一層安心で利便的なサービス等を提供する。



8社11件(今回1社3件)

- ・運用専門人材の戦略的育成
- ・外部専門家を交えた勉強会
- ・海外企業との連携 等

投資者教育・投資ツール

運用会社の投資者への投資教育・投資ツール提供を通じて、顧客がより主体的な投資を行うことができる環境を整備する。

17社42件(今回1社1件)



その他

顧客への会社、運用等に関するその他の情報の提供等



46社134件(今回6社9件)

詳細は12頁

4.その他

○ その他にも以下のような情報を、各社サイト上に公開

- ・会社情報 ・企業理念 ・運用哲学
- ・運用担当者(ファンドマネージャー)情報
- ・収益分配の基本方針・運用報酬、運用管理費用等に関する基本方針
- ・投資勧誘方針 ・財務状況 ・個人情報保護 ・ファンド受賞歴

等